

## 「議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項」の一部改正

平成 22 年 3 月 18 日

(下線部分変更)

新	旧
議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項	議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項
投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号、以下「投信法」という。）第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）は、正会員の業務運営等に関する規則第 2 条第 2 項の定めに従い、議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっては、以下の点に留意するものとする。	投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号、以下「投信法」という。）第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）は、正会員の業務運営等に関する規則第 2 条第 2 項の定めに従い、議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっては、以下の点に留意するものとする。
1. 作成上の留意事項 (1) ~ (4) (略)	1. 作成上の留意事項 (1) ~ (4) (同 左)
2. その他留意事項 (1) 開示について ① 投資信託委託会社は、議決権行使の考え方として前記(1)~(3)について具体的に開示する。 ② <u>投資信託委託会社は、国内株式の議決権行使の結果について、開示する項目その他の必要事項をあらかじめ社内規定に定め、原則として 5 月及び 6 月に開催された株主総会における議決権行使の結果を取り纏め、8 月末を目途に開示する。</u> (2) (略)	2. その他留意事項 (1) 開示について 投資信託委託会社は、議決権行使の考え方として前記(1)~(3)について具体的に開示する。 (新 設) (2) (同 左) (新 設)
<u>〔議決権の指図行使結果の開示項目例〕</u>	
議案項目案	集計項目
1. 会社提案 ① 剰余金処分 ② 取締役選任 ③ 監査役選任 ④ 定款一部変更 ⑤ 退職慰労金支給 ⑥ 役員報酬額改定 ⑦ 新株予約権発行 ⑧ 会計監査人選任	① 議案数 ② 賛成の数 ③ 反対の数

新	旧
<u>⑨ 再構築関連</u>	
<u>⑩ その他の会社提案</u>	
<u>2. 株主提案</u>	
附 則	
この改正は、平成 22 年 5 月 1 日から実施する。	